

第1回 宇都宮市宿泊税の導入に向けた検討委員会 会議資料

令和8年6月30日

委員名簿

区 分	役職名	所 属	所属内役職	氏 名（敬称略）
有識者	委員	宇都宮共和大学	学長	須賀 英之
学識経験者	委員	国立大学法人 宇都宮大学 データサイエンス経営学部	教授	大嶋 淳俊
宿泊団体	委員	宇都宮ホテル旅館協同組合	理事長	福田 治雄
宿泊団体	委員	宇都宮ホテル旅館協同組合	副理事長	柴田 昌志
宿泊団体	委員	宇都宮ホテル旅館協同組合	常任理事	福田 治久
旅行関係 事業者	委員	株式会社 J T B 宇都宮支店	支店長	郷 克也
経済団体	委員	宇都宮商工会議所 地域振興部	部長	松本 泰宏
観光団体	委員	一般社団法人 宇都宮観光コンベンション協会	常務理事	鈴木 孝美

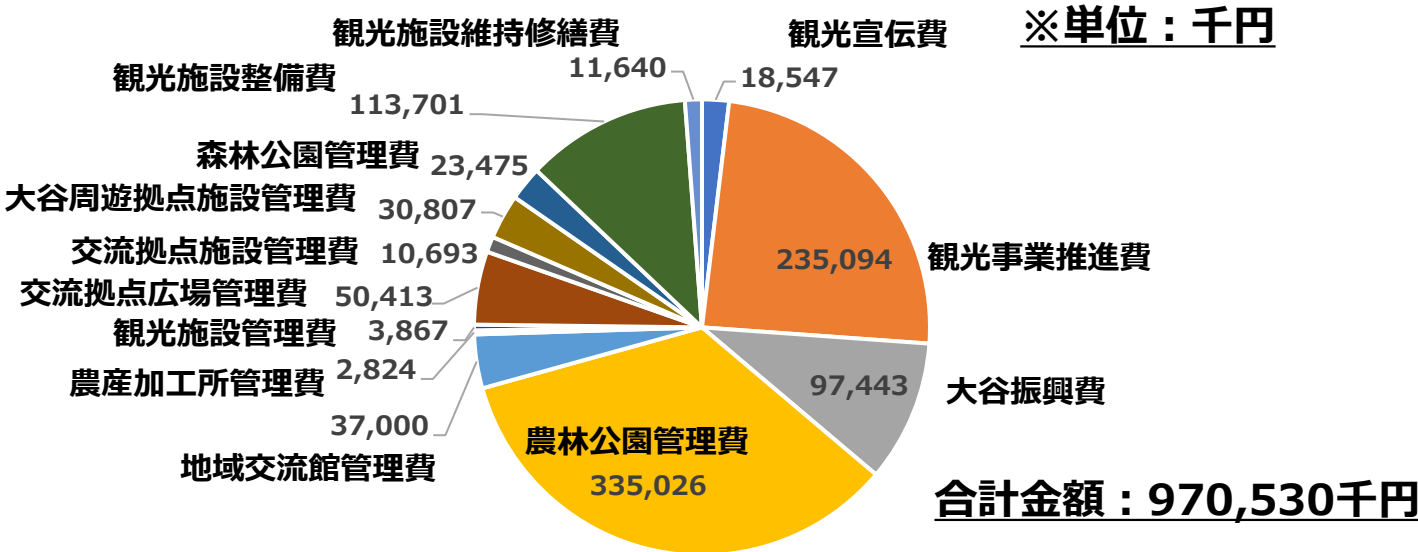
検討事項

1. 現状

(1) 本市の観光・MICE振興の主な取組等

✓ 「第3次観光振興プラン（以下「観光振興プラン」という。）」で掲げる5つの基本戦略に基づき、社会経済環境の変化に対応しながら、国や県などの特定財源も活用して、官民連携で観光振興に取り組んでいる。

5つの基本戦略
① 本市特有の観光資源の更なる発掘と磨き上げ強化
② 選ばれるための効果的な魅力発信の更なる推進
③ 本市の魅力を活かしたインバウンドの更なる推進
④ 本市への誘客を加速させる広域連携の強化
⑤ 官民連携による受入体制とおもてなしの充実



▲令和8年度の主な観光関連予算の状況（出典：観光MICE推進課予算書より作成）

▲観光振興プランで掲げる5つの基本戦略
（出典：第3次宇都宮市観光振興プラン）

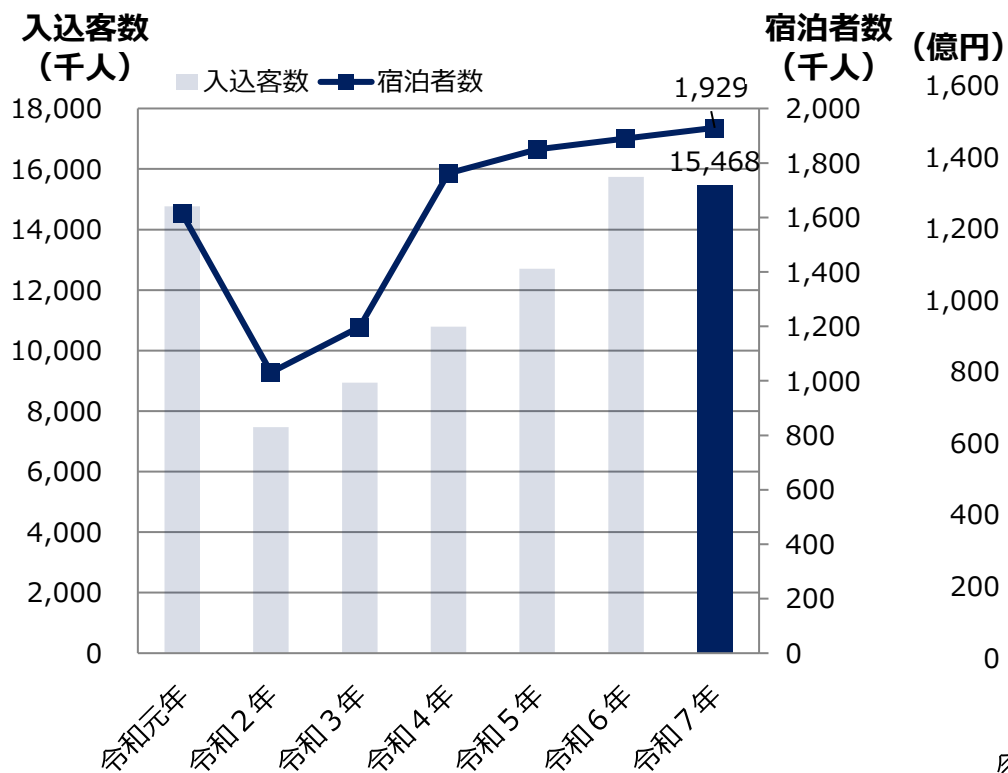
▼観光・MICE振興に係る主な取組

基本戦略①	基本戦略②	基本戦略③	基本戦略④
- 観光推進委員会による街なかと北西部における周遊促進 - 東部エリアにおける新たな観光資源の発掘やツアー造成等 - 大谷でのグリーンスローモビリティ等による観光施設への周遊促進	- 首都圏若年層を主なターゲットとしたデジタルによる情報発信の強化 - 積極的な撮影支援やロケ地PR - ターゲットを的確に捉えたMICE誘致や開催支援 - 近隣自治体と連携したアフターコンベンションの充実	- 民間事業者における多言語対応への支援 - 公衆無線LANの維持管理 - インバウンド向けポータルサイト運営 - 県や県内観光事業者と連携した現地旅行博等でのプロモーション	うるま市や函館市と連携した本市観光資源の魅力発信
			基本戦略⑤
			- デジタルを活用した旅ナカにおける観光案内と周遊促進 - 人流動態分析等を活用したマーケティング

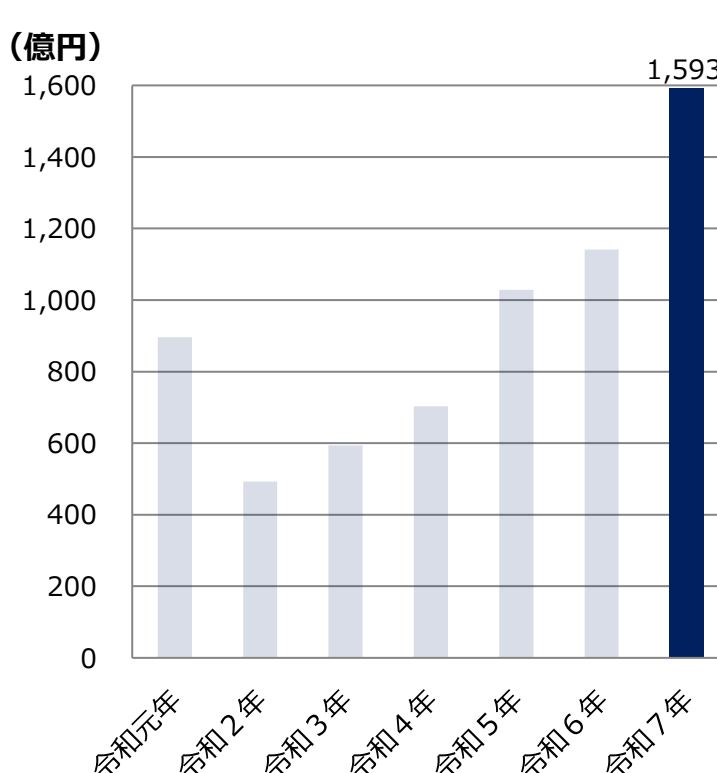
1. 現状

(2) 本市の観光動態調査の結果

- ✓ 年々、観光入込客数や宿泊者数、観光消費額は高い水準を維持しており、令和7年の**宿泊者数や観光消費額は過去最高**となっている。
- ✓ ビジネス（出張）の増加が顕著であり、MICE開催件数の増加に伴い宿泊者数や観光消費額も着実に増えている。
- 宿泊需要の高まりを受け、本市で把握しているだけでも約5施設のホテル開業が予定されており、**宿泊を伴う本市への来訪の伸び代が十分に見込まれ**、更なる地域経済の波及効果が期待できると考える。



▲観光入込客数・宿泊者数の推移
(出典：令和7年度宇都宮市観光動態調査)



▲観光消費額
(出典：令和7年度宇都宮市観光動態調査)

日帰り
レジャー

R5→R7 約50%増

宿泊
レジャー

R5→R7 約55%増

ビジネス（出張）全体 約78%増
R5:2,512千人 ⇒ R7:4,476千人

日帰り
ビジネス
（出張）
宿泊
ビジネス
（出張）

R5→R7 約74%増

R5→R7 約85%増

▲来訪区分毎の推移
(出典：宇都宮市観光動態調査)

1. 現状

(3) 本市の観光を取り巻く環境分析（SWOT分析） ※ 市観光動態調査結果や宇都宮観光推進委員会等での議論等参考

- ✓ これまで官民連携で餃子を活用した観光プロモーションや受入体制の整備などの各種観光施策に取り組んだことにより、宿泊者数や観光消費額が過去最高となるなど着実に成果が表れているものの、市内観光事業者や観光動態調査において「餃子」に続く観光資源を活用した観光振興が望まれるなど、持続可能な観光振興に向けて、更なる来訪者の増加や観光消費額の拡大に繋げる取組の強化が必要である考え、本市の現状を把握し、効果的な観光戦略を導出することを目的に本市観光を取り巻く環境を分析した。

強み (Strength)

観光入込客数が県内トップ

- ・都心から近いという立地特性により、首都圏から多くの人々が多く訪れている。
- ・丁寧なフィルムコミッションにより多くの番組に取り上げられ放送後に多くの人々が来訪しているものと考ええる。
- ・ビジネスでの入込数の伸びが顕著である。

宇都宮ならではの特徴的な観光資源を保有する

- ・「餃子」をはじめ多くの魅力あふれる観光資源を有している。

宿泊施設やMICE会場の数が豊富である

- ・多くの宿泊施設や多様なMICEの開催が可能な施設が立地していると考ええる。

機会 (Opportunity)

都市の魅力の向上と交流人口の拡大

- ・ライトキューブ宇都宮の供用開始などにより国際MICEを含む多様なMICEの開催が期待され、宿泊需要が旺盛であると考ええる。
- ・ライトラインによる周遊性向上と都市としての魅力向上につながっていると考ええる。

世界的観光地「日光」との連携が芽生えはじめている

- ・日光市と連携したMICE開催支援やインバウンド誘客戦略の策定などをきっかけに、行政はもとより観光事業者や鉄道駅との連携も始まっている。

弱み (Weakness)

宿泊施設のバリエーションが少ない

- ・増加するビジネス客の受入に大きな問題は生じていないが、客室がシングルに偏っており、客層が限定的となり、チャンスを逃している可能性があると考ええる。

来訪者の滞在環境の快適性が十分でない

- ・快適に市内を移動できる2次交通や案内表示などの満足度が高くはない。
- ・荷物を預けられる場所が少なく、手軽に周遊・入店しにくいと言われている。

餃子以外の認知度が低い

- ・「餃子」以外の魅力的な観光資源も有するが、認知度が低い。

脅威 (Threat)

近隣観光地との差別化

- ・日本の主要な観光エリアである日光市を中心に来訪しているものと考ええる。

地域の活力低下

- ・市全体で人口減少が進んでおり、地域の活力が低下する可能性があると考ええる。

2. 各種取組の評価と課題の導出

✓ ハード面・ソフト面における評価と課題を導出した。 ※ 市観光動態調査結果や宇都宮観光推進委員会等での議論等参考

ハード面

- ▶ 官民連携の取組などにより、宿泊需要の増加につながっているが、客室がビジネスにやや偏りがあると考えており、家族連れやVIP等を逃している可能性があるものとする。
- ▶ 様々な誘客とおもてなしに取り組み、来訪者の満足度は高いが、市内周遊手段、旅ナカの観光情報や施設案内、手荷物を預けられる場所が不足していると考えられ、利便性が高く快適な周遊・滞在環境としては改善の余地がある。
- ▶ 外国人向けの情報発信や多言語対応などの支援を行い、一定の外国人宿泊者数となっているが、多言語対応や外国人来訪者向けの観光案内が不足していると考えており、外国人来訪者の滞在に結びついていない可能性がある。

ソフト面

- ▶ 来訪者の年代や属性等の基礎情報については一定程度把握できているが、市内での周遊情報や購買行動等の詳細なデータについては不足しているものとする。
- ▶ 戦略的なMICE誘致や効果的な観光情報の発信などにより、県内トップの観光入込客数となっているが、餃子以外の認知度はあまり高くなく、他の観光資源への訴求力が低く、滞在のバリエーションが少ないとする。
- ▶ 繁忙期に合わせて各種取組を展開し、入込に寄与しているが、繁閑の差が大きく、一部地域で混雑が生じているとする。
- ▶ 外国人ポータルサイトでの情報発信などにより、外国人の一定の認知度向上等につながっているものと認識しているが、立ち寄り地点に留まっている可能性があるのではないかと考える。

更なる誘客・滞在につなげるため、SWOT分析や取組の評価を基に課題を導出した。

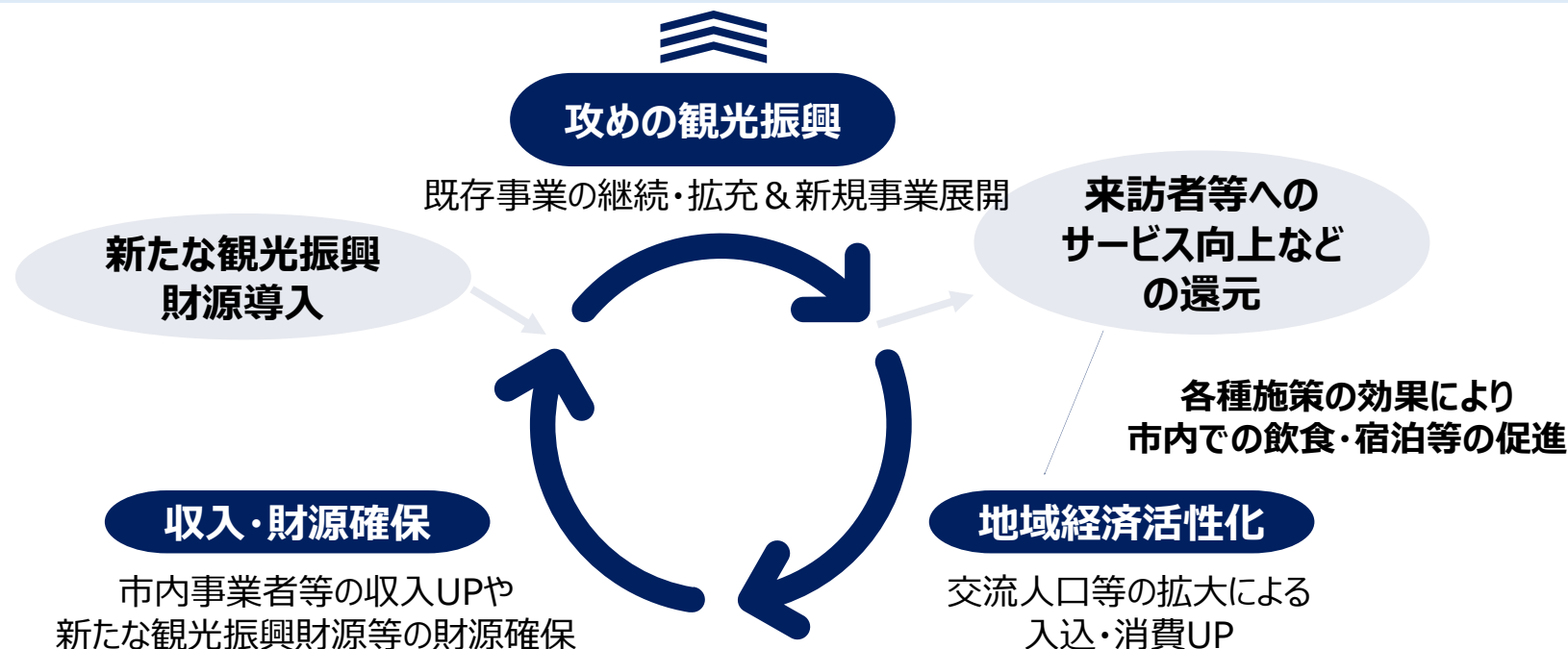
- ▶ 誰でも快適に一層滞在・宿泊したくなる**受入体制の充実や滞在環境の向上**に取り組む必要がある。
- ▶ 戦略的な観光振興に向けて、**来訪者データの積極的な収集・分析**に取り組む必要がある。
- ▶ バリエーション豊かな滞在につなげる**多様な観光資源の認知度向上**に取り組む必要がある。

3. 新たな観光振興財源が必要な背景

- ✓ 観光入込客数の増加や宿泊需要の高まりなど、地域経済活性化の好機を逃すことなく「観光振興プラン」で掲げる都市像の実現に向け、これまで以上に**“攻めの観光振興”**に取り組む必要があると考える。
- ✓ そのためには、安定的な財源を確保し、**“攻めの観光振興”**を実践することにより得られた成果を基に更なる観光振興につなげるという**好循環を持続的に構築**していく必要があると考える。

第3次宇都宮市観光振興プラン 都市像

多様な魅力が調和し，国内外から様々な人々が行き交い，潤いをもたらす観光交流未来都市うつのみや



4. 新たな観光振興財源の使途について

(1) 使途に関する基本的な考え方

- ✓ “攻めの観光振興”を展開し、より一層訪れる人々の滞在時間の延伸や宿泊の促進を図ることを目的に、「観光振興プラン」に基づく、事業の継続・拡充や新規事業を展開していくことが重要であるとする。

(2) 現時点の使途のイメージについて

- ✓ データ収集・分析の基盤を構築しながら、観光やMICEなど多様な目的で来訪する人々の行動特性を把握し、快適な滞在環境の向上や魅力的な観光資源の更なる認知度向上に取り組むことが重要であるとする。

- ▶ 多様な来訪目的を持つ人々の満足度向上や更なる滞在・宿泊に結びつけるために…

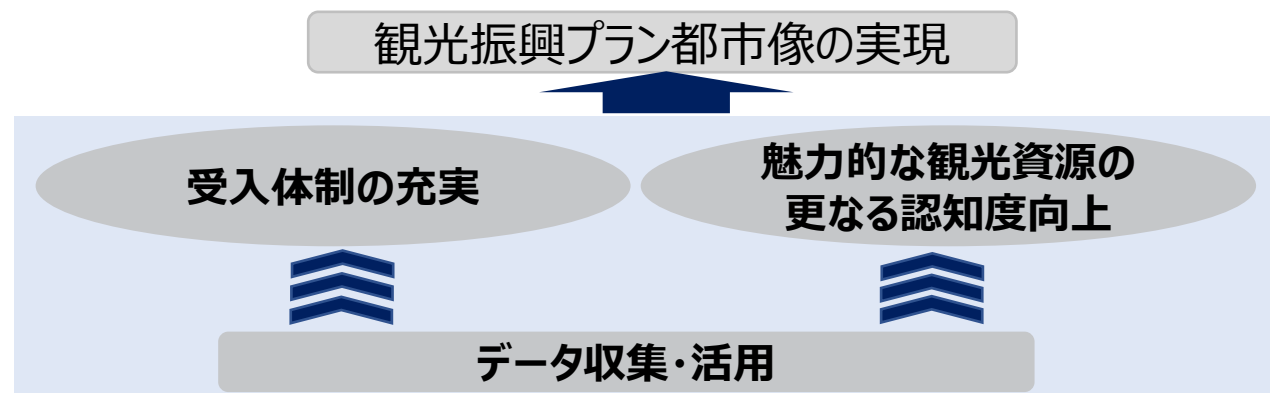
→ **（活用案）観光やMICEなど多様な目的で来訪する人々に合わせた受入体制の充実**

- ▶ データに基づく効果的な誘客につながる仕掛け作りのために…

→ **（活用案）受入体制の充実などの観光施策を戦略的に実現させるためのトレンドを捉えたデータ収集・活用**

- ▶ バリエーション豊かな滞在につなげるために…

→ **（活用案）魅力的な観光資源の更なる認知度向上**



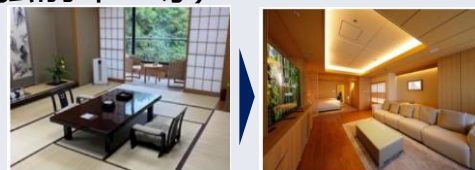
4. 新たな観光振興財源の使途について

(3) 主な使途のイメージ

活用案 観光やMICEなど多様な目的で来訪する人々に合わせた受入体制の充実

【参考】他都市の活用事例

- ・ 宿泊施設高付加価値化支援（熱海市、弘前市 等）
- ・ 観光案内サインの充実
- 多言語への対応や公共交通の案内サインの改修等（熊本市）



- ・ 手荷物預かり所（北九州市、松江市等）
- ・ 二次交通の充実
- 観光周遊バス運行（那須町）



活用案 受入体制の充実などの観光施策を戦略的に実現させるためのトレンドを捉えたデータ収集・活用

【参考】他都市の活用事例

- ・ 観光入込調査デジタル技術活用（函館市）
- 回遊性の向上を目的とした、AIを活用した人流解析等
- ・ 消費額調査（熱海市）
- 観光消費動向等の把握

- ・ デジタルマーケティング回遊分析（福岡市）
- 観光関連事業者に対する国内外来訪者の行動等の分析結果の発信やWebでの情報発信支援

活用案 魅力的な観光資源の更なる認知度向上

【参考】他都市の活用事例

- ・ 映像を通じた誘客促進事業（福岡市）
- 市内での映画等の撮影を誘致するための補助制度の新設と魅力発信による観光誘客
- ・ AI検索最適化推進事業（函館市）
- 公式観光情報サイトが、生成AI等の検索結果において正確かつ文脈に即して参照・引用される状態を作り、AI経由による観光誘客を強化

- ・ デジタル広告・OTA※等によるプロモーション（長崎市）
- オンライン広告やOTAを通じた販売促進、多言語対応による情報提供 ※OTA…インターネット上のみで旅行の予約や手配を行う旅行会社の総称
- ・ <再掲> デジタルマーケティング回遊分析（福岡市）
- 観光関連事業者に対する国内外来訪者の行動等の分析結果の発信やWebでの情報発信支援

5. 安定的かつ持続可能な財源確保の手法の検討について



(1) 自主財源の比較検討

種類	内容	収入の規模	継続性・安定性	受益と負担
地方税	地方公共団体がその経費に充てるため、財力調達の目的をもって、その課税権に基づき賦課・徴収。 目的税：特定の費用のために課される税（⇔普通税） 法定外税：地方公共団体の特殊事情を勘案して設けることができる。（⇔法定税）	<u>一定規模以上の確保が可能</u>と考える。	<u>継続的・安定的な確保が可能</u>と考える。	受益者を広く設定し、<u>負担を求めることが可能</u>と考える。
分担金	地方公共団体が特定の事業を行う場合に、これに要する経費に充てるため、その事業の受益者、その事業の必要を生じさせることとなった原因者その他その事業に特別の関係のある者に、その受益の限度において、徴収できる。（土地改良事業分担金等）	受益者を個別に設定する必要があり、規模は限定的であると考ええる。	特定の事業に係るため安定的ではあるが継続的な確保が難しいものと考ええる。	受益者を個別に設定し、受益の範囲内で負担を求める必要があるものと考ええる。
負担金	- 法律に基づき、特別の利益関係等を有する者から事業に要する経費を受益等の程度に応じて徴収。 - 財政政策上その他の見地から、その事業に要する経費を定められた負担割合に応じて求める。	同上	同上	同上
使用料	行政財産の目的外使用及び公の施設の利用に対し、その反対給付として徴収するもの。	施設利用者、役務提供先からの徴収となり、規模は限定的であると考ええる。	安定的・継続的な確保が可能であると考ええる。	受益者を個別に設定し負担を求める必要があるものと考ええる。
手数料	特定の者に提供する役務に対しその費用を償うため又は報償として徴収。	同上	同上	同上
寄付金	地方公共団体が実施する一定の事業に必要な経費に充てるため、相当の給付を行うことなく、金銭又は特定の財産の給付を受けるもの。（ふるさと納税など）	対象規模の設定で一定規模の確保が可能であると考ええる。	善意等であり、安定性・継続性の確保は困難であると考ええる。	善意や協力に基づくため、受益者の負担は不要と考える。

5. 安定的かつ持続可能な財源確保の手法の検討について

(2) 負担を求める対象者の検討

- ✓ 地方公共団体が提供する様々な公共サービスにより、地域の秩序が維持されていると認識して、観光客等もその恩恵を享受し、安心して観光できることも踏まえ、その受益に応じた負担の一部を観光客等に求めることが適当と考える。
- ✓ また、観光客等の快適な滞在環境の向上などの各種観光施策については、観光客等がその受益を享受しており、本市観光における満足度が高まっているものとする。
- ✓ このようなことから、担税力を見極めながら、その受益に応じた負担の一部を「**観光客等**」に求めることが、地方税の原則である応益性の原則や負担分任の原則の観点からも適当と考える。
- ✓ なお、ビジネス客も受益を享受していることから、「観光客等」に含めることが適当と考える。

地方税の原則

地方税は、地方団体が地域の実情に即した行政サービスを提供するために必要な経費を賄うものであり、以下のような5つのがあるとされています。しかし、安定性や普遍性については一定の偏りが生じてしまうものであり、制度を工夫することによって緩和や再分配を促し、偏りが少なくなるように努めています。

(1) 応益性の原則

地方団体は行政サービスの提供を主な役割としており、地域に暮らす皆さんは何らかの形でその利益を受けています。そのため、受けた利益に応じた税負担になることが求められます。

(2) 安定性の原則

行政サービスの内容と経費は年度ごとに大きく増減するものではないため、景気変動に左右されず、安定して税収を確保できることが求められます。

(3) 普遍性の原則

すべての地方団体は一定水準の行政サービスを提供することが求められるため、その財源である税収がどの地方団体にも偏りなく存在することが求められます。

(4) 負担分任の原則

地方税は地域に住む住民が共同体の運営のための負担を分かち合うという「地域の会費」的な性格を持つことが求められます。

(5) 自主性の原則

地方団体が自らの判断と責任において課税権を行使することが求められます。これは「課税自主権」の尊重という形で確保がされていますが、この内容については「地方団体の自主性」の項目で紹介しています。

▲地方税の原則（出典：総務省HP「地方税の意義と役割」https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/150790_02.html

5. 安定的かつ持続可能な財源確保の手法の検討について

(3) 課税客体の比較検討

行動	課税客体	課税客体の捕捉	関連する事業者および課税補足に係る行政（徴税）コスト
入域	▸ 宇都宮市への入域行為	▸ 入域の手段が多岐にわたり、捕捉が困難であるとする。	▸ 入域行為の把握に多大な行政コストがかかることが想定される。
宿泊	▸ 宿泊施設での宿泊行為	▸ 行動として明確であり、観光客等の捕捉が 可能 とする。	▸ 他の行動よりも 関連する事業者の特定がしやすく、行政コストが過重でない とする。
交通機関利用	▸ 市内の交通機関利用（鉄道・バス・船舶・タクシー等）	▸ 市民の日常利用と観光客等の利用との区別が困難であり、捕捉が難しいものとする。	▸ 多様な事業者が多く、多大な行政コストがかかることが想定される。
駐車場	▸ 有料駐車場利用	▸ 同上	▸ 同上
飲食	▸ 飲食店等での飲食行為	▸ 同上	▸ 同上
土産品購入	▸ 販売店等での土産品購入	▸ 同上	▸ 同上
施設利用	▸ 観光施設等の利用	▸ 同上	▸ 同上

5. 安定的かつ持続可能な財源確保の手法の検討について

(4) 検討の方向性

- ✓ 「収入の規模」や「継続性・安定性」, 「受益と負担」の観点や各種の観光振興に資する取組への財源であることを踏まえると、地方税の中でも自治体が独自に設けることができ、受益と負担の関係が明確である「法定外目的税」が最も適当と考える。
- ✓ 観光客等を一定程度捕捉することが可能であり、徴税に係る行政コスト等を踏まえると、「宿泊」行為への課税が最も適当と考える。
- ✓ このようなことから、**「宿泊税」の導入**が適当であると考えます。

<参考> 他自治体における事例

種類	自治体	名称	概要
地方税 (法定外普通税)	廿日市市 (広島県)	宮島訪問税	船舶により宮島に訪問（入域）する人に対し、1人100円/回または1人500円/年 ※各種課税免除あり
地方税 (法定外目的税)	岐阜県	乗鞍環境保全税	乗鞍鶴ヶ池駐車場へ入り込む自動車を運転する者1回につき徴収
地方税 (法定外目的税)	富士河口湖町 (山梨県)	遊漁税	河口湖で遊漁行為を行う遊漁人1人1日につき徴収（200円/人）
寄付金	山梨県, 静岡県	富士山保全協力金	五合目から先に立ち入る来訪者1人あたり基本1,000円
地方税 (法定外目的税)	弘前市 (青森県)	宿泊税	200円/泊 ※税率一律, 課税免除あり
地方税 (法定外目的税)	野沢温泉村 (長野県)	宿泊税	開始3年間：1泊の宿泊料金×3.5% 以降：1泊の宿泊料金×5% ※課税免除あり
地方税 (法定外目的税)	東京都	宿泊税	現行：100円/泊（1～1.5万円） 200円/泊（1.5万円以上） ※課税免除あり 令和9年度施行：1泊の宿泊料金×3%

6. アンケートの実施について

- ✓ 本市にふさわしい宿泊税の導入の議論をより深めていくために、宿泊施設や宿泊者の基礎情報はもとより、税率などの制度全般や税の使い道等に関する客観的な意見を広く集めるため、宿泊事業者や宿泊者に対するアンケートの実施を検討している。

（調査想定時期：令和8年7月上旬～7月下旬までの土日含む約14日間を想定 ※ 実施期間についてご意見をいただきたい。）

	宿泊事業者	宿泊者
目的	■ 宿泊税制度に対する意見のほか、市内宿泊施設の客室数や客室料金の区分等を把握し、税率等の制度構築の参考とする。 ■ 宿泊税を導入した場合の課題・影響等を把握し、宿泊税導入に向けた進め方や必要な準備、周知・啓発などの参考とする。 ■ 観光に携わる者の視点で本市観光振興を図るうえで望ましいと考える取組に関する意見を把握し、宿泊税の使途の参考とする。	■ 本市に宿泊する者の属性（年齢・居住地等）や宿泊料金を把握し、免税点などの制度構築や宿泊税導入の際の周知啓発の参考とする。 ■ 納税者の視点での宿泊税に関する意見を把握し、税率等の制度構築の参考とする。 ■ 納税者の受益としての視点で、本市観光振興を図るうえで望ましいと考える取組に関する意見を把握し、宿泊税の使途の参考とする。
調査対象者	■ 旅館業法に基づく営業許可、または住宅宿泊事業法に基づく届出により宿泊事業を営む事業者 ※保健所や県届出事業者対象	■ 本市に立地する宿泊施設宿泊者 ※アンケート実施の効率化を図るためホテル旅館協同組合加盟宿泊施設を対象とする。
調査方法	■ Webアンケートフォーム、質問票の郵送	■ Webアンケートフォーム（チェックイン時にQRコードを宿泊者に手渡し）
主な設問項目	■ 施設種別、客室数 → 施設規模のデータを収集し税制度構築の参考とする。 ■ 宿泊料金区分および区分毎の延べ宿泊数 → 宿泊料金の状況を把握し税率等の税制度構築の参考とする。 ■ 宿泊税に関する意見（導入による負担・不安、税率等制度全般等） → 導入前後の市としての取り組みなくてはならない事項や施設側での導入準備期間・内容を把握し、導入の進め方等の参考とする。 ■ 税導入後の本市にふさわしいと思う使途 ■ レジシステムについて	■ 宿泊者属性/今回の宿泊料金 → 年代、居住地、宿泊目的、来訪回数、今回の宿泊料金等を聞くことにより宿泊の傾向を探り、制度構築や周知・啓発の際の参考とする。 ■ 税導入後の本市にふさわしいと思う使途 ■ 他の来訪先で宿泊税を支払ったことがあるか ■ 宿泊税の導入は宿泊先を決める際に影響があるか → 宿泊税の導入に対する来訪者の受容状況と、宿泊先選択への影響等の参考とする。 ■ 本市の観光の魅力を更に向上させるために必要なこと（自由記述）

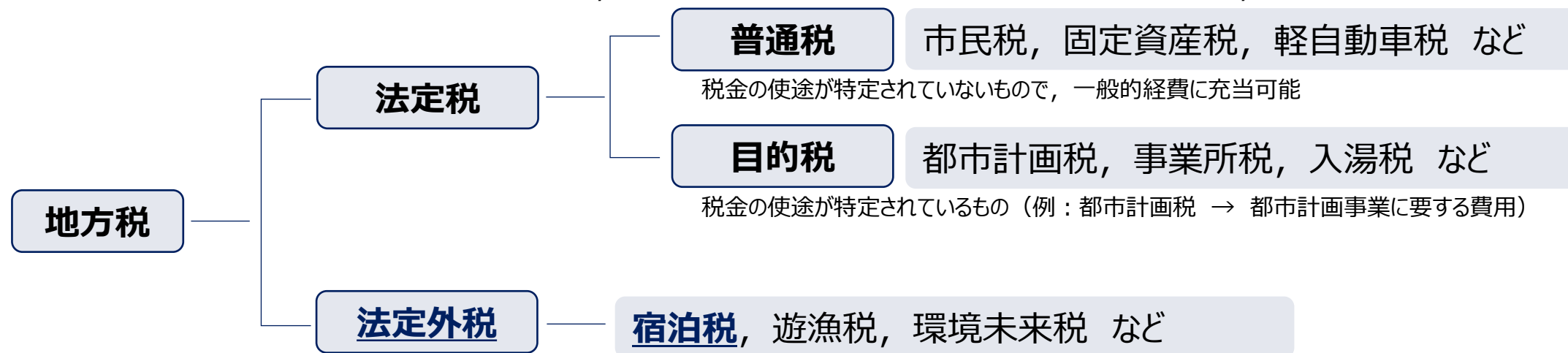
【参考】 宿泊税とは

1. 宿泊税とは（一般的事項）

概要

- ✓ 都市の魅力を高め、国内外の人々の来訪及び交流を促進するとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てることを目的に、域内のホテルや旅館、民泊などに宿泊する場合に、宿泊者に対して課税される税金で、域内の条例に基づき用途や税率が定められる「法定外目的税」※¹である。

※ 1 地方税法に定める税目（法定税）以外に、新たな条例により新設できる法定外税のうち、目的税に分類される税



＜参考＞ 総務大臣の同意

（地方税法第 731 条第 2 項）

道府県又は市町村は、法定外目的税の新設又は変更をしようとする場合においては、あらかじめ、総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

導入状況

- ✓ R8.5.20現在で、6都道府県、33市町村が施行済みであり、16市町村が総務大臣の同意を得て今後施行予定となっている。

2. 宿泊税の導入に向けたステップ（一般的な流れ）

概ね
半年間



Phase 1 : 調査・検討

- ▶ 制度概要の研究・調査
- ▶ 他都市事例調査
- ▶ 背景の整理
- ▶ 財源手法の検討
- ▶ 使途の検討
- ▶ 導入にあたっての課題の検討 等

概ね
半年間



Phase 2 : 外部での議論

- ▶ 主にPhase 1 での議論をもとにした庁外検討組織での議論

概ね
半年間



Phase 3 : 法的手続等

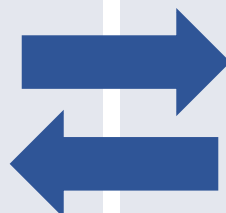
- ▶ Phase 2 での議論結果を踏まえた条例案の作成
- ▶ 条例案に関するパブリックコメント募集
- ▶ 条例案の議会上程
- ▶ 総務省や検察庁との協議

概ね
1年間



Phase 4 : 施行準備

- ▶ 宿泊事業者向け実務説明会
- ▶ 宿泊事業者におけるシステム等準備
- ▶ 市におけるシステム等準備
- ▶ 周知・啓発



複数回にわたり、
丁寧に議論する。